

第89回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 89 回（平成 29 年度第 8 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 29 年 11 月 22 日（水）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

①雪寒計画について（管理調整課）

資料 1

②先進地視察研修（岐阜市柳津地域事務所）の報告

資料 2

③安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について
安土学区 善住委員、老蘇学区 澤 委員

参考 1

4. 協議事項

①先進地視察研修を終えて（反省・総括・今後）

5. その他

「市議会議員との意見交換会・研修会」の開催について

（連絡事項等）

次回会議運営部会は、 1 2 月 7 日（木） 午前 9 時 30 分から

1 2 月定例会は、 1 2 月 20 日（水） 午後 1 時 30 分から

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 89 回（平成 29 年度第 8 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	平成 29 年 11 月 22 日（水） 13:30～15:40
●出席者 （委員等） （事務局） （説明者等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、矢場義章委員 地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…重田参事、助野副主幹 管理調整課 木村課長、倉田副主幹
●議題及び議事	報告事項 雪寒計画について（管理調整課） 先進地視察研修（岐阜市柳津地域事務所）の報告 協議事項 先進地視察研修を終えて（反省・総括・今後）
事務局	第 89 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。開会に際しまして安田会長よりご挨拶賜ります。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。 続きまして、安土町地域自治区 大林区長が挨拶いたしますところですが、本日あいにく区長と理事は 1 2 月議会に出席しております。 区長、理事に代わりまして、重田参事がご挨拶申し上げます。
事務局（参事）	（あいさつ）
事務局	本日の会議につきまして、横川委員から会長あてに欠席の連絡がございました。また、宗野アドバイザーから会長あてに欠席の連絡がございました。宗野アドバイザーにおかれましては、「会議内容等で疑問点が生じた場合には、後日、回答させていただきます。」との伝言がございました。 「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定に基づき本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより議事に入らせて頂きます。議長は同じく協議書の規定に基づき会長にお願い申し上げます。
会長	規定に基づき議長を務めます。なお、会議は 15 時 30 分までに終了を予定して

	<p>おりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>会議次第に基づき、前回（10月18日）の定例会以降の地域協議会の活動について経過報告を行います。まず、広報編集部会の活動について広報編集部会長から報告願います。</p>
広報編集部会長	<p>12月1日付けで地域協議会だより第44号を発行し、全戸配布の予定です。会議終了後、広報編集部会を開きますので、部会員の皆様は、出席をお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご報告いただきました広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようですので、11月8日開催の会議運営部会について報告いたします。本日の会議次第の内容について審議いたしました。</p> <p>報告事項として、1点目の「雪寒計画について」管理調整課より報告頂きます。報告事項2点目は「先進地視察研修（岐阜市柳津地域事務所）」について報告いたします。3点目に安土学区まちづくり協議会の活動、老蘇学区まちづくり協議会の活動について報告いただきます。</p> <p>協議事項として「先進地視察研修を終えて（反省・総括・今後）」ということで皆さんに協議をお願いします。</p> <p>その他事項で「市議会議員との意見交換会・研修会」の開催について、現在事務局で伊賀市と視察について調整中です。</p> <p>以上が会議運営部会で決定した内容です。この内容に関して、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>無いようですので会議次第に沿って議事を進行いたします。</p> <p>なお、意見箱の意見でございますが今般は0件でございました。</p> <p>それでは、報告事項の1点目「雪寒計画について」管理調整課から報告いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
管理調整課	<p>管理調整課です。日頃は当市の行政、とりわけ都市整備部所管の道路・河川行政についてご理解ご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>本年1月の大雪につきましては、大変な積雪量となり皆様方に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。</p> <p>さて、この1月の大雪の経験を踏まえて雪寒計画の見直しを行いましたので、その内容について、このあと担当から説明をさせていただきます。</p>
管理調整課	<p>(資料に基づき説明)</p>

■平成 28 年度の状況

大雪において迅速な除雪対応ができず、国道 8 号線をはじめ主要県道、主要市道の交通渋滞が著しく、道路交通の確保に課題が残る状況となりました。

特に安土町地域については、旧近江八幡地域と比較し積雪量も多く、住民の方による人力での除雪作業では困難な地域も認められたことを市も認識しております。また、除雪対応の問い合わせについては、ほとんどのご依頼が安土町の住民の方からのご連絡でした。

■分析

安土町地域の主要市道の除雪については、機械除雪計画路線が存在していなかったことで初動体制に遅れが生じた。

■対応策

機械除雪路線の見直しを行い、近隣の建設系事業者との協力を得て除雪体制の構築を図ります。(配布資料により機械除雪路線について説明)

次に、滋賀県が管理しています県道の機械除雪路線についてですが、昨年度の滋賀県での除雪計画において近江八幡市域では、「近江八幡大津線」「彦根近江八幡線」「大津能登川長浜線の一部」「土山蒲生近江八幡線」「国道 4 2 1 号線」のみが除雪対象路線となっており、安土町地域の県道の機械除雪路線については、県においても位置付けがなされていなかった為、昨年度、除雪路線の追加について県に要望をさせていただきました。

先般、県の土木事務所に外向き確認をさせていただいたところ、県道安土西生来線（国道 8 号線から県道大津能登川長浜線までの区間）、と県道栗見新田安土線について、安土町地域の縦軸の幹線になる部分について追加していただけることになりましたので、ご報告させていただきます。

また、検討中ということではありますが、県道大津能登川長浜線については、安土城跡前の点滅信号交差点から能登川方向にかけては、県の除雪路線に入っていますが、そこから西側については除雪路線に入っていないことから、こちらも県に要望させてもらっていました。こちらにつきましては、現状の道路の中に設置されているマンホール等の占用物の凹凸がかなり有るということでグレーダー等での走行時に損傷をさせる可能性が高いということで、業者が難色を示しているとの回答でした。ただし、そちらの方も滋賀県から「各占用者に対して一定の改善依頼をしている」ということですので、一定の改善が認められましたら、県道大津能登川長浜線についても浅小井町地先ぐらいまではなんとか計画に位置付けたいという返答をいただいております。

会長	ありがとうございました。何かご質問等ございますか。
委員	確認ですが、「県道安土西生来線」とはどちらですか。
管理調整課	「県道安土西生来線」とは国道8号線西生来交差点の信号から北側に向かって、JRの高架を通り、平和堂フレンドマート前を通過し、県道大津能登川長浜線の下豊浦交差点までの区間です。
委員	それが大中の栗見新田まで、ですか
管理調整課	そうです、県道安土西生来線から県道栗見新田安土線の琵琶湖までの縦軸です。そちらが去年も、高架部分も含めて通行が困難な状況だったと聞いております。
委員	県道大津能登川長浜線は道路占用物の凹凸等の状況から保留ということですね。
管理調整課	そうです。
会長	他、ご意見ございますか。中学生の通学路はほとんど歩道を通っています。平成17年までぐらい、安土町時代に歩道をジープで走って自転車の道を確保されていた。その後、豪雪は少なく、本年は大雪になりました。中学生が自転車の道を通れないと、昔なら「歩いてでも来い」なのでしょうけれど、休校になるのです。雪で休校になるのは教育上、非常に困った話だと思う。小学生はなんとか、通学路が繋がっている。中学生の、特に自転車通学の対応が「雪で休校」ということは、なんとかくい止めたい。その辺はいかがですか。
管理調整課	中学生の自転車通学については、ご意見のとおりだと思います。大部分が県道の歩道部分になると思います。市町村合併前、安土町での除雪は県道歩道部の除雪を行い、逆に車道はあまりされていなかったとお聞きしています。 なお、県道歩道部の除雪について、県には要望をさせていただきましたが、歩道部までは対応出来ないという回答でした。 通学路等の歩道の除雪については、まちづくり支援課での「除雪機械購入等の補助」を活用いただき、地域での対応をお願いしたいと考えております。
会長	県道歩道ですから、当然県です。管理調整課としては市道の管理担当課だと思います。教育委員会としてはどう思っておられますか、「降雪休校」とはあり得

ないことです。雪が降ったら休校なんて、北の方に行けば何もそんなことはしていません。北と南の中途半端な所だけが、そんなことだというのはよくない。春に代校日なんて無い、授業が減ったままどうしているのか。そういうことが市教育委員会としては、どうも気になっていないのでは。市長は「教育に力を入れたい」と言っておられるのにも関わらず、教育面の障害に対処するという気持ちというものは、どうなのでしょう。過去にそう有ったことではないですよ、雪で休校など。義務教育の確保は何かやってもらわないと。

事務局

事務局からもその点は確認したいと思います。平成 17 年 12 月から平成 18 年 2 月は豪雪でした。合併以降平成 22 年、平成 23 年にも大雪が有ったのですが、市町合併までの 5 年間で旧町の中で雪寒対策の内容が精査されていない時期も有りましたし、新市基本計画の中で雪寒が盛り込まれていなかったこともございます。今般、緊急除雪路線を増やしていただいたことをご理解いただきたい。通学路について、小学生、中学生の通っている道は全て通学路という概念規定についても教育委員会に確認と、状況について招聘されて確認されるという形になりましたらご案内したい、と考えております。

会長

道路交通法上、良いのか悪いのか分かりませんが、メイン道路を除雪されますと、自転車の通学が道路側に出て来るだろう。特に国道 8 号線から縦軸を除雪されると、学生はそちらに出て来る。極めて危険が迫るので、交通事故が起きた場合を考えると、逆に市道を内野線から石寺線まで繋げていただくと内野の中学生は中学校まで遠回りだけど下がって来られる。市道を石寺まで行ってもそこで雪が満タンだと立ち往生になりますが。

管理調整課

国道 8 号から市道織田 1 号線までの区間ですか。

会長

国道 8 号から小脇までの県道が空きますと、県道を自転車で走る。非常に危険になってくるので。上出まで辿り着きますと、後は自転車を押して歩いても中学校までは少しの距離です。坂ですので降雪時は、支所の方に自転車を一旦置くとか、いずれにしる教育委員会ですが。たちまち自転車通学路の確保をしないと、住宅地の道なら皆が協力して除雪してもらえる、しかし端っこの田んぼ道ですののでできない。県道歩道を安土中学校から八日市の小脇まで伸ばさせるか、市道を日輪、ロッテの信号から上出石寺線の八袋まで繋がりますと、中学生が自転車で通える。

副会長

機械で除雪される場合、街中で、例えば常楽寺中央線で、「自分の家の前にどんと、雪を置かれては困る」という人もあると思いますが、そういう事は機械を

操作する方とお話いただくのか、どうなのでしょう。

管理調整課

機械除雪については、道路状況により両サイド、又は片サイドに押しながら除雪を行います。タイミングが悪いと自宅前をせっかく自分達で除雪したのに、その後、家の前に雪の塊が出来ているということで、昨年度も数件の通報を受けました。

機械除雪作業は、その都度足止めがあると非効率となり前に進めませんので、除雪を依頼している業者には「その都度止めるのではなく、前に進んでください」と指示しております。そのため機械除雪を行った後、市の方でパトロールを行い、雪の塊がある場合は人力で除雪します。

出来ましたら、地域住民の方にはご理解ご協力をいただきたいところですが、通報が入りその都度対応するという状況があります。

会長

他に、ご意見ございますか。

委員

対象地域の住民から、除雪の依頼はできますか。雪寒体制が発令される以外に、住んでいる方が「積雪がひどいので対応してもらえないか」という連絡があれば受けてもらえますか。

管理調整課

基本的にはその様なひどい状況となっておりますと、市の方では雪寒対応に伴う前待機体制に入っております。

また、今年度は昨年度の経験を踏まえて、今までに無かった部分を追加するなど計画の見直しをかけさせていただいてはいますが、もちろんこの計画が未来永劫ということは考えておりません。近年の気象状況は先般の台風でもそうですが、全く想像を超える部分が有りますので、必要に応じて見直しをかけて行く予定です。

委員

学校や幼稚園の駐車場の除雪は、各学校・園でしなさいということですか。

管理調整課

基本的には、施設管理者が除雪を行うという大原則が有ります。

委員

中々、困難が有る場合、助けてもらえないでしょうか。

事務局

管理調整課は道路管理者です。中学校、小学校、幼稚園、保育園、の関係については教育委員会と幼児課が管理者になっています。管理者が責任を持って行うこととなります。

委員

分かりました。

会長

できましたら、お忙しいでしょうが連合自治会を通じまして、除雪時の協力について投げかけて欲しい。せっかく除雪をしても、溜まった雪の始末をしないといけません。それで除雪機補助の導入がほとんどないのです。協働のまちづくり条例の考え方の共助からも、自治連合に対して街中の除雪協力を投げかけられては。街中の除雪について自治会の中で体制を作っていただければ。市会議員の提案にも有りましたが、集落の中でダンプやショベルをお持ちの方に雪を除けてもらえないか。その場合お礼、軽油代とかそういう補助は無いのかな。自治会内で協力体制を作る。私の集落にもショベルをお持ちの家が2,3軒あります。すると集落内をショベルで除雪しても、雪をどこに捨てても怒られます。だからダンプに積んで、今後毎年「通り易い、事故の無い、道路際で水はけの良い圃場を一筆つつ」除雪対応で空けて行こうとしています。もし、雪が降ったらそこに雪を捨てる。例えば山本川沿いに除雪すれば、雪融け水は川に流れます。でないと、田の真ん中に除雪すると、雪融け水だけで辺りが水だらけになってしまいます。除雪機の補助ですが、今手に入る機械は「除雪用排土板」ですから、「ショベル」は手に入りません。また、吹き出しタイプは集落内に持って行けません。まずは自治会で街中の除雪体制を組んでいただくと、どういった問題が発生するか分かっていただければ。全て行政サイドで業者に頼んで、ではなくて、協力は地域でどの辺りまでできる。毎年毎年有るとは限りませんが、除雪対応を投げかけていただいて具体的に検討された自治会からどういう問題が出て来るか。その辺りを受け止めていただくようお願いしたい。といいますのは年々、ここ10年で高齢化のあおりが段々やってきます。5年先になりますと、除雪の体制が取れなくなるかもしれません。各自治会から除雪に対する課題とはどういうものか、新体制に入られた自治会辺りから除雪の課題を聞き出してあげて、当年の冬季に間に合う施策を考えていただく。心配するのは、今後高齢化になって家に入出入りできないくらいの雪に閉じ込められることも起こって来る。「協働のまちづくり」、「見守り支え合い」の観点からも各自治会の体制づくりが除雪だけでなく、いろんな分野で必要では。行政は縦割りで「それは福祉で」となりますが、末端自治にすれば同じことで、いろんな面で末端自治の組織作りをされることを、連合自治会辺りに投げかけていただけたら。でないと、街中の除雪を心配して動きかけている自治会と、全くそうでない自治会とが有る訳です。

管理調整課

まちづくり支援課での除雪機械購入等の補助について、補助の要綱なりの説明が有ると思いますので、宜しくお願いします。

会長

他にございますか。それでは管理調整課、大変ありがとうございました。

続きまして「先進地視察研修（岐阜市柳津地域事務所）の報告」に入ります。協議会委員は5名参加させてもらいまして、主要な資料は他の委員さんにも行き渡っていると思います。多々参考になりまして、印象に残っていますのは、柳津地域協議会として第5期に岐阜市に対して提案されているのですが、当時の会長がおっしゃるには、5期の後は地域協議会が無くなります。提案をプッシュしたり、検証したりすることはできない。提案は出しっぱなし、実行も中々できない、ということで残念がっておられました。

柳津の反省を踏まえまして、一時も早く市長宛に意見具申をされて実行に移されていたら良かったのですが、その他実施されている内容については多々参考になる点があったと思います。視察の内容について事務局より報告いただきます。

事務局

（資料に基づき説明）

柳津地域事務所への質問事項（一部抜粋）

問い：「柳津町将来構想委員会」設置の経過と目的についてご教示ください。

答え：平成25年7月に地域協議会の常任委員会の一つとして「柳津町将来構想委員会」が発足し、その後平成27年度より名称を「都市内分権推進特別委員会」と変え、「合併10年後のまちづくりに関すること」及び「都市内分権に関すること」を目的に運営を始めました。平成27年度末に提言書「岐阜市柳津地域協議会10年の総括 提案 岐阜市にふさわしい地域自治区の早期実現を！」岐阜市長に提出しました。内容は、「地方自治法に基づく地域自治区、地域協議会を地域自治区が廃止された後も独自のものを作って欲しい」、というものです。

問い：柳津地域事務所の業務内容、人員配置、権限等をご教示ください。

答え：市民生活部内の市民生活課と同格の位置づけです。人員配置は職員、嘱託、臨時併せて15名体制で窓口業務の他、福祉事務所の分室機能を兼ねており、他の事務所より強い権限と充実した機能を有しています。

問い：自治区終了後住民の声をどうやって市へ伝えておられますか。伝える仕組みはどうですか。

答え：住民の声は、毎週本庁より派遣される市民活動交流センターの職員が窓口になったり、個別に地域事務所の職員が丁寧に対応しています。また「柳津町まちづくり協議会」、「自治会連合会」からも岐阜市に要望等が伝わる仕組みが有ります。

他、柳津地域事務所の詳細について担当者より回答・報告をいただきました。

会長

研修に参加いただけていない委員から「この辺りはどうなの」という質問があれば。柳津の地域協議会会長は元の柳津町長で10年間続けて協議会会長を務め

られました。「岐阜市都市内分権推進構想」の内容は、近江八幡市なら政策推進課が主体的に考えるような内容が挙がっています。我々地域協議会が単独で取り組むものではない。柳津の事務所は、滋賀県ならば大津市のような所です。各広域の団体が事務所に入っておられます。大津市の合同庁舎みたいな所です。事務所の空いている所を改修されて、団体事務所がそこに引っ越しされる計画をされています。今でも正規の職員は少ないですが、安土支所の住民課ぐらいの職員体制は居られます。同一敷地内の旧の公民館は、そのまま公民館として使っておられました。自治区終了後の柳津地域事務所は、そこそこの住民窓口を持ちながら維持されて岐阜市として予算を組んで改修工事に力を入れて、多機能的な施設利用を考えておられます。視察の報告は以上とさせていただきます。

続いて報告事項、「安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について」です。安土学区については善住委員、老蘇学区については澤委員より、報告をお願いします。

委員

(報告)

主な行事

経過 10月24日～28日 通学合宿

11月2日 市長との車座談義

11月3日、4日 文化祭(文芸の郷)

11月12日 水郷の里マラソン

予定 11月23日 バレーボール大会(マリエート)

12月2日 福祉フェスティバルあづち

12月16日 子ども会わくわくクラブ定例会

12月17日 友達を作って人生を楽しむ会(伊庭邸ボランティア清掃)

会長

続いて老蘇学区の報告をお願いします。

委員

(報告)

主な行事

経過 10月24日～28日 通学合宿

11月3日、4日 文化祭(文芸の郷)

11月12日 水郷の里マラソン

予定

11月23日 バレーボール大会(マリエート)

11月29日 市長との学区車座談義

12月2日 福祉フェスティバルあづち

12月16日 コミセンクリスマス会

会長 まち協の活動報告について、何かございますか。ではこの件は以上とします。続いて協議事項に移ります。「先進地視察研修を終えて（反省・総括・今後）」の協議を行いたいと思います。事務局より、何かございますか。

事務局 柳津地域事務所の特色としては、行政としての事務所機能と公民館（コミセン）機能が併設されていること、が挙げられます。岐阜市は40万人の中核都市で、単純に近江八幡市とは比較できませんが、近江八幡市については、まちづくり協議会活動を市内各学区、11のまち協で活動を行っています。柳津については、都市内分権のあり方について先進的であったと、事務局は感じました。

会長 柳津では、自治区終了後も「柳津地域事務所」として、岐阜市役所の下部組織として1課と同じ組織機能を持つ事務所として維持されているところが有ります。近江八幡市のように、まちづくり協議会を50の小学校区に置こうとされていますが、中々全ての学区に行き渡っていません。事務所は柳津の他に6つ有り、合計7つの事務所が有り、市内全50の小学校区を7つのエリアに分けて、という話も有りました。柳津の事務所は住民にとっても便利の良いものです。柳津では福祉事務所の分所の機能も有りますので、近江八幡市の東部地域包括支援センターが金田と安土の区域になっていますが、安土に包括支援センターが併設されたらよい。柳津の事務所には福祉の専門職が居られる訳ではないので、窓口タブレットが置かれていますので、本庁とタブレットでやり取りができるようにする、とのことでした。

委員 タブレットの通信は、安土でも可能ですよね。将来安土の支所がどういう形になって行くかですよね。事務所組織が無くなるとか、全部吸収されるというなら、それなりの機能を持った、ここに同じようなものができればと見たとおりました。将来的なことを考えると、こちらにもあれぐらいの物が必要なと。

会長 住民の立場からは、最低窓口業務を置いて、少子高齢化、子育てと高齢者で包括支援センターぐらいが、この場所があれば安土地域は過ごし易い。これは、できれば5期の早々ぐらいに5期の委員から市長に提案を出して、それでどう返ってくるか。催促しながら、それらの必要性を説きながら1年半ぐらいの猶予です。そういうことをやらないと、柳津の場合は出して自治区終了ですので、なんとも成らなかった。それと、全市的になります。まち協は3ヵ年計画を作って活動されているが、自治連合会が単年度交替です。各学区の自治会から、あらゆ

る団体から委員を出した協議会を持って、そういう所が連合自治会と共に協議会制度を作って、地域の要望の優先順位を図ったり、何か制度について具申して行く。でないと、まち協は頂いたお金の事業執行だけです。新たな地域の改善なり、要望を協議会で行う。うまく行きますと、学区に予算を提示いただいて、「優先順位は学区内で決めてください」としていただければ。一過性の自治会要望を出しても毎年は続いているので、「今期予算は無い」と遅れますと、3年、5年と掛かる事業については、中々そのチェック機能が果たせていない。まち協の3カ年計画を自治連合や協議会の各自治会メンバーが持ち帰って、当年の自治会長と相談しながら各自治会でも3カ年計画に乗れる事業に乗る。そうして地域の活動が少しでも活性化し、学区統一的な活動になるのでは。

副会長

岐阜市の場合は、まちづくり協議会が50地域のうち35地域しか進んでなくて50地域全部にまち協ができれば、助成金もいただける話だそうですが、そこまで到達するのはなかなか厳しいと思いました。その点近江八幡市は、まちづくり協議会がそれぞれの学区にできて大分進んでいる、と感じました。岐阜には柳津と併せて7つの事務所がありますが、福祉事務所分室の機能を柳津以外の事務所にもできれば増やしたいと言われていました。私は福祉関係と事務所は一緒に有ると良いと思いました。これからの安土地域はまち協が中心になると思いますが、地域協議会が無くなるとしても自治会連合とまち協と、なんらかの形でいろんな意見の言える協議会みたいに、組織ができれば、安土と老蘇だけ特別とは行かないと思います。市全体にできれば一番かなと思いますが、難しいとも思います。柳津の前地域協議会の会長が元町長なのですが、自治区の10年間にはいろんなこと提言をしたり事業の助成をもらえたけれど、10年経過したら何ももらえない。まち協が岐阜市内に全部できてからでないと助成をもらえない、と残念がっておられました。助成は安土と近江八幡は大丈夫かなと思いますが、せめてこの事務所と福祉の機能が併せてうまくできれば良いなと思います。

会長

三重県伊賀市のまちづくり体制について視察研修を企画いただいています。伊賀市もどこまで達成できているか分かりませんが、まちづくり体制が本来の末端自治におけるまちづくりになる。それをどんな形で行うかだと思います。行政は縦割りですのでどうしても「担当課、担当課」と言われてしまうので、市長あたりに直接進言できる制度「学区協議会」みたいなものを設けておけば、学区で起こるいろんな事が市長まで届くのでは。大きな課題が学区で出れば、課題の担当課に自治連合と同じでよいので説明していただけたら。まちづくりはいろんな団体に参画していただいて成り立っているので、各学区の団体の代表に協議会委員に成っていただいて運営すれば幅広いまちづくり体制の基にはなると思います。これは「全市にこういうことはいかがでしょうか」という提案になると思います。

2030年問題に向けて提言するとしても、その時の市民の生活内容を見ながら改善をして行かないといけない。支所機能はそういうことですが、各学区における協議機関は置いて、市とのパイプを作った方が良いと思います。学区単位で除雪対応や、子育て問題、高齢者問題、が対応できれば行政も助かると思いますが。

本庁の窓口につなげるのにしても、職員がおられると職員同士で通じるけれど、窓口だけだと中々通じないことも有ります。支所に一部一課くらいあると話が通じやすい。整理すると3つくらいの課題になる。一つには、支所に最低限一部一課の体制の維持、できれば包括支援センターのような福祉相談窓口の維持。一つは、協働のまちづくりから自治連合会とまちづくり協議会が、地域協議会と似た協議会体制を取っていただいて直接担当部署や市長に要望が伝わるような制度を敷いていただく。そういうもので各学区と行政の繋がりを良くする。それはこれから人口減少社会を迎え、末端自治の行政の非常に手の届かない所で問題が増えてきますので、行政もお互いに助かるのでは。最後の一つが、安土町時代に運営してきました「福祉自動車」、「防災行政無線」等がどうなるのか。どうして欲しいというのを提言しないといけないだろう。全市のこともありますが少なくとも安土地域としては平成34年のデジタル化は聞いていますが、維持をお願いしたいとか。

会長 それら事業の問題と、支所機能の問題、学区の協議会の問題等、難しいですが将来の地域のまちづくりにおいて、何らかの維持、向上、活性化を狙うならば積極的なご提案をして行けば良いのではないかと思います。

事務局 後2年4カ月程で地域自治区、区長職、事務局も無くなります。無くなるものと無くならないものを精査する中でどのような形でやって行けるかを考えることが大切ではないかと思います。

会長 そのようなことで、次回の会議運営部会でも議論いただいたら。柳津の視察を経てだけでなく、それを参考に今後の安土地域のまちづくりとはどのような体制、仕組みを作った方が良いのか、考えていただきたいと思います。

他に無ければ、その他事項「市議会議員との意見交換会・研修会」の開催について事務局よりお願いします。

事務局 伊賀市と連絡を取らせていただきまして、先進地視察の受入れについて前向きのご返事をいただいています。1月、2月の日程調整で複数日の受入れ可能日をご提示いただくようお願いしています。伊賀市からは「もうしばらくお待ちください」ということでしたので、次回の会議運営部会では日程をご提示できると考えています。

会長 　　　　　　　　　　では、市議会議員の日程を確認しておいてください。

事務局 　　　　　　　　　協議会委員が 10 名、安土在住市会議員が 7 名、事務局複数名、計 20 名前後の
人員ですと、お伝えしています。

会長 　　　　　　　　　　視察の内容については、どうですか。

事務局 　　　　　　　　　住民自治条例に関ります経過と現状についてご教示いただきたい、とお願いし
ています。

会長 　　　　　　　　　　伊賀市は住民自治条例をまちづくりの基本にされているのですか。

事務局 　　　　　　　　　そうです。

会長 　　　　　　　　　　また、刻々と定まってきましたら皆さんにご提示ください。市議会議員も是非
ともとおっしゃっているので、議会の日程についてもお願いします。
　　　　　　　　　　　　　　次回の会議運営部会は 12 月 7 日(木)午前 9 時 30 分からと決定していました
定例会は 12 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分からということで提案いたします。ご
異議有りますか。ご異議無いようでしたら、12 月定例会は 12 月 20 日 (水) 午
後 1 時 30 分からお願いします。
　　　　　　　　　　　　　　では以上で、本日の会議を終了したいと思います。
　　　　　　　　　　　　　　副会長から一言お願いします。

副会長 　　　　　　　　　(あいさつ)

【終了 15:40】

会議録作成 近江八幡市安土町地域自治区事務所 住民課 庶務グループ TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320 E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp
